



令和6年7月31日

飯田市白山町三丁目東 2-14
株式会社 章設計
取締役 熊谷 章文 様

飯田市議会
議長 熊谷 泰人



「飯田市議会議長への公開質問状」に関する回答について

令和6年7月2日付けで提出いただいた「飯田市議会議長への公開質問状」について、下記のとおり回答致します。

記

- 1 提出いただいた公開質問状は、貴殿の誤った事実認識等に基づく一方的な推認や断定によって構成されている内容が多く含まれているものと認識いたします。また、飯田市議会の議長に対し、見解等を求めることが不適切な内容も多く含まれておりますことから、議長として個々の項目に対しての回答は差し控えさせていただきます。
- 2 議員や監査委員に対し、貴殿の一方的な思いによる断定的な記載が見受けられます。不適切な記載部分もあり、内容によっては個人の名誉を毀損することも考えられます。
- 3 貴殿は、地方自治法第96条第1項第12号の解釈において反訴するには議会の議決は必要ないとの解釈を示されております。一般的には、条文中に「反訴」という文字はありませんが、「訴えの提起」の概念に「反訴」も含まれ議決が必要と考えられています。実際に他の自治体においても反訴するために議会の議決を受けています。また、該当の議案は、社会文教委員会の審査を経て本会議において全会一致で可決されております。
いわゆる「飯田荘設計業務委託料請求事件」に関する件については、司法の場で解決される問題であり、疑義があれば貴殿が裁判の中で訴え、最終的に裁判所において判断される内容であると考えます。
なお、判決は飯田市側の勝訴が確定したと聞いておりますので、章設計側の主張は認められなかったものと理解しております。

以上